

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの出席停止について

新型コロナ感染症とインフルエンザの対応の違いをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症	比較項目	インフルエンザ
2類	感染症法上の位置づけ	5類
発症後7日間経過かつ 症状軽快後24時間経 過まで 【症状がない場合】 7日間自宅待機であるが、検体採取日 を0日とし5日目に検査キットで陰性が確 認できれば6日目から登校可能。	自宅待機期間 詳細は2, 3ページ を参照してください	発症後5日間経過かつ 解熱後2日間経過まで
本人と同居の兄弟は濃厚接触者 となるため出席停止（5日間）	本人が感染した場合、 兄弟の登校は？	登校可能
家族と同居の本人は濃厚接触者 となるため出席停止（5日間）	家族が感染した場合、 本人の登校は？	登校可能

Q & A コーナー

【朝、発熱が判明したのですが？】
→コロナ、インフル両面の可能性があるので、病院を受診してください。診断が確定するまでは、念のため、兄弟の登校は控えてください。受診の結果、コロナでないことが判明すれば、兄弟の登校は可能です。

【コロナとインフル同時に感染したら？】
→感染症法上、2類のコロナへの対応が優先されます。

【出席停止願の提出はなくていいの？】
→現在、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザとともに出席停止願の提出は必要ありません。お電話で保健所または病院から指示を受けた自宅待機期間をお伝えください。

【①新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

発症後7日間経過かつ症状軽快後24時間経過まで

ケース① 発症がある場合（入院していない場合）

*入院している場合は11日目で解除



ケース② 症状がない場合



ケース③ 症状がなく、検査キットで陰性を確認された場合

5日に陰性を確認すれば、6日目から登校可能



【②インフルエンザの出席停止期間】

発症後5日間経過かつ解熱後2日間経過まで

ケース① 発症後 5 日と解熱後 2 日が同時になる場合



ケース② 発症後、解熱が早かった場合



ケース③ 発症後、解熱が遅かった場合

